

昭和二十九年政令第百二十一号

国有林野の管理經營に関する法律施行令
内閣は、国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）第八条の二第一項及び第八条の三の規定に基き、この政令を制定する。

（管理經營基本計画）

第一条 国有林野の管理經營に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項に規定する管理經營基本計画は、これを定める年の翌年四月一日から十年間を計画期間として定めるものとする。

（国有林野管理審議会の意見の聴取）

第二条 森林管理局長は、法第六条の二第一項の規定により公衆の保健の用に供するための計画を定めようとするときは、国有林野管理審議会の意見を聽かなければならない。同条第四項の規定によりこれを変更しようとするときも、同様とする。

（地上権の設定につき期間等に特例を設ける施設）

第三条 法第七条第二項の政令で定める施設は、国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）第十二条の六各号に掲げる施設とする。

（無償貸付け等）

第四条 法第八条の二第一項の規定による国有林野の貸付け又は使用の対価は、次条第一号から第三号までに掲げる施設の用に供する場合及び法第八条の二第一項において準用する国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十二条第二項に規定する場合における貸付け又は使用については、時価からその七割以内を減額した価額とし、その他の貸付け又は使用については、無償とする。

（公用、公共用施設等）

第五条 法第八条の二第一項第五号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

（公用、公共用施設等）

第一条 地方公共団体の事務所

（公用、公共用施設等）

第二条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の施設

（公用、公共用施設等）

第三条 地方公共団体の設置する医療施設

（公用、公共用施設等）

第四条 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路

（公用、公共用施設等）

第五条 防波堤、岸壁、桟橋その他の臨港施設

（公用、公共用施設等）

第六条 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体の設置する避難小屋、展望台その他の公衆の福祉及び厚生のための施設

（公用、公共用施設等）

第七条 法第八条の三第四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

（公用、公共用施設等）

第八条 国は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合においては、既に納付された権利設定料の額に当該事由の発生により樹木を採取することができなくなつた樹木採取区の面積が法第八条の十二第一項の設定の時点における樹木採取区の面積に占める割合を乗じて得た額を樹木採取権者に返還するものとする。

（公用、公共用施設等）

一 法第八条の二十二第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により樹木採取権が取り消されたとき。

二 法第八条の二十二第一項の規定により樹木採取権が消滅したとき（国の責めに帰すべき事由がある場合に限る。）。

三 災害その他やむを得ない事由により樹木採取権を設定した目的を達することができなくなつた場合において当該樹木採取権が放棄されたとき。

（この政令は、公布の日から施行する。）

附 則（昭和四八年七月二七日政令第二一一号）抄

（この政令は、公布の日から施行する。）

附 則（平成一〇年一〇月一九日政令第三二九号）抄

（この政令は、公布の日から施行する。）

附 則（平成一一年二月二六日政令第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十一年三月一日から施行する。

附 則（平成一五年九月二十五日政令第四四三号）

（この政令は、法第三条の規定の施行の日（平成十五年十月二日）から施行する。）

附 則（平成一八年一二月二三日政令第三九四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年一月二十二日から施行する。

附 則（平成二六年一二月二四日政令第四一二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則（令和元年一月七日政令第一四七号）

（この政令は、令和二年四月一日から施行する。）